平成２４年（フ）第１０７１号
広島市安佐南区八木５丁目８番20―504号
債務者　山本　　朗
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８４号
広島市南区元宇品町29番18号
債務者　矢野　順三
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９４号
広島市安佐南区大町西１丁目11番33号　Ａ―２
債務者　山神　康裕
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３０号
広島市中区光南２丁目７番19号
債務者　三原美智子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８４号
広島県廿日市市塩屋２丁目15番39号
債務者　利行　師慈
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲339番地１　日野アパート２号、前住所愛媛県松山市竹原２丁目15番14号　ヒョウドウアパート２号
債務者　加藤スミ子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３６号
福岡県嘉麻市漆生917番地68　県営住宅漆生団地４棟304号
債務者　田才千恵子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１３７号
福岡県飯塚市大分1491番地55
債務者　蟻川美奈子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６８７号
熊本市中央区新町３丁目６番30号　テイスティマンション301号、前住所熊本市西区島崎２丁目36番１―101号　コアマンション島崎３
債務者　宮本　　実
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６９４号
熊本市北区清水本町33番52号　本町コーポ302、前住所熊本県合志市須屋3785番地
債務者　甲斐　　梓（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６９５号
熊本市東区新外２丁目４番45号、前住所宮崎県延岡市古城町１丁目３番地８
債務者　吉岡由美子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６９８号
熊本市中央区国府４丁目４番28号　ハイムシェル202号
債務者　愛甲　桃子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７００号
熊本市中央区白山２丁目４番19号　ウェルス新水前寺406号室、前住所熊本市東区健軍本町７番７号
債務者　八坂　勝也
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０６号
熊本市東区長嶺西２丁目６番40号
債務者　上村　秀夫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３５号
大分県津久見市大字津久見2594　ときわ荘201号、住民票上の住所大分県津久見市大字保戸島1474番地の２
債務者　廣瀬　孃子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
大分県別府市大字南立石1293番地の１
債務者　中根マスヨ
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６２号
宮崎市神宮２丁目１番47号　セ・ラ・ヴィ神宮105号
債務者　工藤　秀太
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
宮崎地方裁判所破産係